

財源確保を目的に有料広告を掲載しています。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、取扱商品等については、市が必ずしも推奨するものではありません。内容については直接広告主へ問い合わせてください。

# 全面広告

## 編集後記 豊橋市が市制施行110周年を迎えました

8月1日は豊橋市の市制施行記念日です。今号2・3ページでは、豊橋の110年を写真で振り返る特集を組みました。私の生まれた年に市役所新庁舎（現西館）ができて、人口が30万人を超えたことを知りました。次の10年でもっと豊橋の事を知り、さらに愛着を持って過ごしたいと感じました。（加藤）

### あなたのご意見をお寄せください

#### ●市長への手紙

封書、はがき、またはファックスで「市長への手紙」係  
(〒440-8501 広報広聴課 ☎56・5711)

※住所、氏名、電話番号を必ず明記してください

#### ●市民のメールボックス

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/5915.htm>

#### ●問い合わせ 広報広聴課 ☎51・2166



豊橋市役所

〒440-8501 今橋町1番地 代表 ☎(0532)51・2111

編集・発行(毎月1日・15日)

広報広聴課 ☎51・2165 ☎56・5711

☎ <http://www.city.toyohashi.lg.jp/>